

議 局 第 9 4 0 号

平成 2 8 年 1 月 1 3 日

大分県議会議長 田 中 利 明 殿

おおいた元気創造検討会議

会 長 麻 生 栄 作

災害時行動計画（案）の策定について（報告）

おおいた元気創造検討会議は、平成 2 7 年 7 月 2 3 日に各会派や議員等から提案のあった政策に関する事項についての協議・調整の場として、副議長、各会派からの推薦による 1 1 名の委員で構成され、設置されました。

当会議では、災害時行動計画の策定、議会の活性化に資するものとして特別委員会のあり方及び政策条例の制定を検討テーマとしてこれまで 5 回調査・検討してきました。

その中で、災害時行動計画について、計画（案）を策定しましたので、報告いたします。

今後は、県議会としても定期的に防災訓練を行い、本計画の内容を絶えず検証し実効性の確保を図られますとともに、近い将来発生が予想されています南海トラフ地震や近年の異常気象による豪雨災害などにおいても、議員各人が迅速かつ適切な行動と被害の最小化を図られるように取り組んでいただきたいと思います。

災害時行動計画（案）

本計画は、知事を本部長とする災害対策本部等が設置されるような災害等が発生した場合の、議員の発災直後の初動対応や平常時から備えるべき事項をまとめ、議員としての迅速かつ適切な行動と被害の最小化を図ることを目的に策定する。

1 災害対応の基本的な考え方

- (1) 議会の会期中に災害が発生した場合は、議会（委員会）活動を直ちに停止（延期・休会）し、議員は、防災士の資格も有することから、地域において率先して被災者の救助や避難所支援などの活動に従事するよう努める。
- (2) 災害情報等の収集や執行部に対する要望・要請等については、議会事務局を通じて収集・伝達することとし、市町村や振興局を含めて災害対策本部と直接やりとりを行わないようにする。
ただし、人命救助に関する要請や孤立集落に対する支援要請等緊急を要する場合は、この限りではない。
- (3) 発災直後の議会活動については、議長が必要に応じて各会派代表者会を開催し、当面の対応を協議する。なお、執行部対応が必要な現地調査等については、議会事務局を通じて執行部と協議し対応するものとする。

2 災害等の想定

次の気象警報が発表された場合等は、知事を本部長とする災害対策本部等が設置されることから、議員は、上記1の災害対応の基本的な考え方を念頭に対応するものとする。

- (1) 風水害（台風、大雨に起因するもの）
 - ・ 特別警報
 - ・ 警報が発令され、大規模な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- (2) 地震 震度5強以上
- (3) 津波 大津波警報
- (4) 火山噴火 九重山、鶴見岳・伽藍岳又は由布岳で噴火警報が発令され、大規模な被害が発生又は発生するおそれがある場合

- (5) その他の危機管理事象 各種大事故が発生し、総合的な災害応急対策を実施する必要がある場合

3 議員の安否確認と情報伝達

- (1) 上記2の知事を本部長とする災害対策本部等が設置される災害等が発生した場合、議員は、安否確認システム（携帯メール）等を使い、自身の状況等について事務局に報告するものとする。
- (2) 災害情報については、FAX等により事務局から連絡・伝達を行う。
なお、通信手段が途絶している場合は、次の順位で議員が収集する。
- ① 県庁ホームページや公共放送で入手する。
 - ② 振興局から入手する。
- (3) 災害対応において、議員が知り得た情報の報告や問い合わせ、執行部に対する要望（要請）については、県や市の災害対策本部へ直接連絡せず、原則として議会事務局経由で一元化して行う。
ただし、人命救助に関する要請や孤立集落に対する支援要請等緊急を要する場合は、この限りではない。

4 議会活動（運営）

- (1) 災害が発生した場合、議長は各会派代表者会で協議するなど議会としての必要な対応を決定する。
- (2) 各会派代表者会では、次の事項を協議又は意見調整する。
- ① 被害状況等の把握・分析
 - ② 当面の災害対応
 - ③ 議会運営委員会、委員長連絡調整会議、関係常任委員会の開催
 - ④ 特別委員会の設置
 - ⑤ 臨時議会の開催
 - ⑥ 被災地調査、関係機関への要望
- (3) 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、地方自治法第106条の規定による。
- (4) 議事堂が危険な状況にある場合や、長期間の停電により使用できない場合は、使

用可能な施設（会議室等）を指定し会議を行う。

5 議員の行動

別紙を基本に行動するものとする。

6 平時の行動

（日常の行動・心構え）

- （1）議員は、災害時には議会に参集する必要がある旨を予め家族や地域住民に周知する。したがって、地域の自主防災会に防災士として登録する場合には、補助的な活動に限定されることの理解を得るものとする。
- （2）災害発生時の高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対する地域の見守り支援体制を確立し、共助の精神を養うため、平時より地域内における地域防災体制を議員各自の視点から点検するとともに、率先して住民の防災意識の啓発に努める。
- （3）議員は、防災士の資格取得に努めるとともに、消防機関等が実施する普通救命講習等に積極的に参加し、防災士としての資質向上に努める。
- （4）議員は、安心安全メール等に登録し、災害情報を常に受信できる環境を自ら整えるよう努める。
- （5）災害等が発生した場合は、二次被害を回避するとともに応急措置に努め、議会対応に支障の出ないように努める。

（防災訓練）

- （1）議会は、定期的に災害等を想定した防災訓練又は避難訓練を単独又は県と共催で行う。
- （2）議員は、地域が実施する防災訓練や避難訓練には、主体として積極的に参加し、災害時における自らの行動を検証する。
- （3）防災訓練を通じて、本計画を絶えず検証し、必要な見直しを行うものとする。

（災害用物資の備蓄）

- （1）議会対応に支障が出ないよう、災害等が発生した場合に備え、議員の各家庭等に必要物資の備蓄に努めるものとする。

（事務局による環境整備等）

- (1) 議会棟各室については、家具等の倒壊や備品の落下などにより、災害発生時の避難の支障になったり、人的被害を軽減するために、定期的に点検し、被災リスクの最小化に努める。
- (2) 議会棟各室には、必要な防災資機材等を計画的に整備する。

※「大分県議会危機管理マニュアル」及び「大分県議会災害対策連絡協議会設置要領」は廃止する。

※議会事務局職員用の行動計画は別に定める。

※発災後一定期間経過した後の議会の各機能に関する手続等は、必要に応じて検討する。

議員の具体的な行動(イメージ)

別紙

(1)風水害の場合

| 時間経過 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日間 | 1週間 | 2週間 |
|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 県・執行部の動き | <p>特別警報発表表又は大規模被害発生</p> <p>災害警戒本部</p> <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> <p>被災状況の把握</p> <p>第1回災害対策本部会議</p> <p>自衛隊への災害派遣要請</p> <p>防災ヘリ等による情報収集</p> | <p>第1回災害対策本部会議</p> <p>自衛隊への災害派遣要請</p> | <p>第2回災害対策本部会議</p> <p>緊急消防援助隊等広域応援隊への要請</p> | <p>第3回災害対策本部会議</p> <p>政府の現地調査 ⇒九州北部豪雨災害時は、発生の日翌々日</p> <p>(市町村) 避難所の開設</p> | <p>必要に応じて開催</p> <p>衆議院・参議院の調査 ⇒九州北部豪雨災害時は、発生から1週間以内</p> <p>(県・市町村) 避難所へ水・食料等の提供</p> | <p>復興に向けた対策会議</p> <p>激甚災害の指定等 ⇒九州北部豪雨災害時で2週間で閣議決定(通常は1か月程度)</p> | 被災者の生活(避難所)支援 | |
| | <p>災害警戒本部</p> <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> | <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> | <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> | <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> | <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> | <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> | <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> | <p>被災状況の把握・必要に応じて救命救助等</p> |
| 議会の動き | <p>議長 副議長</p> <p>(I) 登庁時</p> <p>① 気象情報を踏まえ、必要に応じて議長又は委員長の判断で会議(委員会)を中断する。 ● 原則として、県庁舎新館の2階以上(各会派控室等)で待機する。県庁や自宅周辺の警報解除等気象状況、途中の道路状況、今後の気象予想等を総合的に勘案して、自身の安全を確保しながら、帰宅できる場合は帰宅する。 ● 帰宅できない場合は、新館・議会棟内の2階以上(各会派控室等)で待機(宿泊)、又は必要に応じて周辺の指定避難所へ一時避難する。 ※1階又は地下駐車場に駐車している車は、大手町駐車場等に移動する。</p> | <p>議長 副議長</p> <p>② 帰宅している場合は、警報解除等気象状況を勘案し、身の安全を確保しながら登庁。事務局を通じて災害情報の収集、分析する。 ②' 議長や会派から登庁要請があるまでは、防災士の資格を生かし一県民として地域で被災情報の収集、救助・救援活動を行う。 ⇒人命に関わる搬送要請については、消防や警察に直ちに通報する。 ⇒地域の被災情報(市役所・支所・県庁舎等公的機関周辺地域を除く、周辺地区の孤立集落等の支援情報)は、市町村(地区)災害対策本部へ報告する。</p> | <p>議長 副議長</p> <p>③ 警報解除等気象状況を勘案し、身の安全を確保しながら登庁。事務局を通じて災害情報の収集、分析する。 ③' 常任委員会等が県議会として被災地調査をするまでの間の全派・個人の調査は、自力で行う(相手方の対応を求めない)場合のみ可(執行部の対応が必要ない場合は、事務局を通じて調整)とする。 ※災害時応援協定締結事業者以外の事業者から議員へ物資等の支援の申出があれば、事務局を通じて仲介する。</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記②'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> |
| | <p>議長 副議長</p> <p>(II) 自宅等</p> <p>① 自身が被災しないように、又は被害が少なくなるよう予防的行動をとる。 ア 安全な建物、高層階部分にとどまる。(外出を控える、安全な建物に避難する) イ 緊急避難場所・避難経路、災害用物資・資機材、非常持ち出し等の確認を行う。</p> | <p>議長 副議長</p> <p>② 自身の安否等について事務局へ報告する。 ⇒居所周辺の道路や住宅の被災状況、停電・断水等の状況を合わせて報告する。</p> | <p>議長 副議長</p> <p>③ 警報解除等気象状況を勘案し、身の安全を確保しながら登庁。事務局を通じて災害情報の収集、分析する。 ③' 上記②'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> | <p>議長 副議長</p> <p>④ 必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。 ④' 上記③'に同じ</p> |

(2)地震・津波の場合

| 時間経過 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日間 | 1週間 | 2週間 | |
|--------------------------|--|--|--|---|--|--|-------------------|-----|--|
| 震度5強以上の地震発生 又は大津波警報発表 | <p>被災状況の把握</p> <p>被災者の生活(避難所)支援</p> | | | | | | | | |
| 県・執行部の動き | <p>防災ヘリ等による情報収集</p> <p>第1回災害対策本部会議</p> <p>自衛隊への災害派遣要請</p> <p>緊急消防援助隊等広域応援隊への要請</p> | <p>第2回災害対策本部会議</p> <p>(市町村)避難所の開設</p> <p>(県・市町村)避難所へ水・非常食等の提供</p> | <p>第3回災害対策本部会議</p> <p>必要に応じて開催</p> <p>政府の現地調査 ⇒発生の日</p> <p>(県・市町村)避難所へ水・食料等の提供</p> | <p>衆議院・参議院の調査</p> <p>復興に向けた対策会議</p> | <p>被災者の指定等 ⇒東日本大震災の場合には、発生の日には閣議決定(通常は1か月程度)</p> | | | | |
| 議会の動き | (I) 登庁時 | <p>①議長又は委員長の判断で会議(委員会)を中断する。 ●余震に注意し、身の安全を確保する。県庁舎新館は、津波避難ビル(3階～7階までの通路及び東側非常階段部分)に指定されていることから、新館3階以上(各会派控室等)で待機する。 ●地震の影響により控室等に待機できないと判断される場合は、県庁舎前広場に避難・待機する。この場合も、常に気象情報を収集し、津波の到達が予想される場合には、大分駅方向(南西方向)に徒歩避難するなど、その時の状況に応じて対応する。 ○その後、県庁や自宅周辺の警報解除等気象状況、途中の道路状況、今後の気象予想等を総合的に勘案して、自身の安全を確保しながら、帰宅できる場合は帰宅する。 ○帰宅できない場合は、新館3階以上(会派控室等)で待機(宿泊)、又は必要に応じて周辺の指定避難所へ一時避難する。 ※1階又は地下駐車場に駐車している車は、可能なかぎり大手町駐車場等に移動する。</p> | | <p>②帰宅している場合は、余震や大津波警報解除等の状況を勘案し、身の安全を確保しながら登庁。事務局を通じて災害情報の収集、分析する。</p> <p>③ 議長や会派から登庁要請があるまでは、余震や大津波警報解除等の状況を勘案し、身の安全を確保しながら防災士の資格を生かし一県民として地域で被災情報の収集、救助・救済活動を行う。 ⇒人命に関わる搬送要請については、消防や警察に直ちに通報する。 ⇒地域の被災情報(市役所・支所・県庁舎等公的機関周辺地域を除く、周辺地区の孤立集落等の支援情報)は、市町村(地区)災害対策本部へ報告する。</p> | | <p>③ 常任委員会等が県議会として被災地調査をするまでの間の会派・個人の調査は、自力で行う(相手方の対応を求めない)場合のみ可(執行部の対応が必要な場合は、事務局を通じて調整)とする。 ※災害時応援協定締結事業者以外の事業者から議員へ物資等の支援の申出があれば、事務局を通じて仲介する。</p> | | | |
| | (II) 自宅等 | <p>①自身の安否等について事務局へ報告する。 ⇒居所周辺の道路や住宅の被災状況、停電・断水等の状況を合わせて報告する。 ※津波が襲来するおそれがある場合は、津波浸水想定区域外、又は津波避難ビル・高台等(浸水深以上の高さ)に避難し、身の安全を確保する。</p> | | <p>②余震や大津波警報解除等の状況を勘案し、身の安全を確保しながら登庁。事務局を通じて災害情報の収集、分析する。</p> | | <p>③必要に応じて会派代表者会を開催し、対応を検討する。</p> | | | |
| | | | <p>②' 上記②'に同じ</p> | | | | <p>③' 上記③'に同じ</p> | | |

(3)火山災害等の場合

| 時間経過 | 1時間 | 3時間 | 6時間 | 12時間 | 24時間 | 3日間 | 1週間 | 2週間 |
|----------|---|--|--|--|---|--|-----|-----|
| 県・執行部の動き | <p>関係火山の噴火警報の発生かつ大規模被害発生等</p> <p>被災状況の把握</p> <p>被災者の生活(避難所)支援</p> | <p>第1回災害対策本部会議</p> <p>自衛隊への災害派遣要請</p> <p>防災ヘリ等による情報収集</p> | <p>第2回災害対策本部会議</p> <p>緊急消防援助隊等広域応援隊への要請</p> <p>(市町村)避難所の開設</p> | <p>第3回災害対策本部会議</p> <p>政府の現地調査 → 御嶽山噴火の時は、発</p> <p>(県・市町村)避難所へ水・非常食等の提供</p> | <p>必要に応じて開催</p> <p>衆議院・参議院の調査</p> <p>(県・市町村)避難所へ水・食料等の提供</p> | <p>復興に向けた対策会議</p> <p>激甚災害の指定等 → 閣議決定まで通常は1か月程度</p> | | |
| | <p>災害対策本部</p> <p>救命・救助</p> | | | | | | | |
| 議会の動き | <p>議長・副議長</p> <p>(I) 登庁時</p> | <p>①噴火情報等を踏まえ、必要に応じて議長又は委員長長の判断で会議(委員会)を中断する。</p> <p>●原則として、県庁舎新館(各会派控室等)で待機する。県庁や自宅周辺の警報解除等気象状況、途中の道路状況、今後の気象予想等を総合的に勘案して、自身の安全を確保しながら、帰宅できる場合は帰宅する。</p> <p>●帰宅できない場合は、新館・議会棟内(各会派控室等)で待機(宿泊)するか、臨時に開設された避難所等に一時避難する。</p> | <p>②帰宅している場合は、噴火警報解除等の状況を確認しながら登庁。事務局を通じて災害情報の収集、分析する。</p> | <p>②議長や会派から登庁要請があるままでは、噴火警報解除等の状況等を勘案し、身の安全を確保しながら防災士の資格を生かし一県民として地域で被災情報の収集、救助・救援活動を行う。</p> <p>⇒人命に関わる搬送要請については、消防や警察に直ちに通報する。</p> <p>⇒地域の被災情報(市役所・支所・県庁舎等公的機関周辺地域を除く、周辺地区の孤立集落等の支援情報)は、市町村(地区)災害対策本部へ報告する。</p> | <p>③必要に応じて会派代表者を開催し、対応を検討する。</p> <p>③' 常任委員会等が県議会として被災地調査をするまでの間の会派・個人の調査は、自力で行う(相手方の対応を求めない)場合のみ可(執行部の対応が必要な場合は、事務局を通じて調整)とする。</p> <p>※災害時応援協定締結事業者以外の事業者から議員へ物資等の支援の申出があれば、事務局を通じて紹介する。</p> | | | |
| | <p>議長・副議長</p> <p>(II) 自宅等</p> | <p>①自身の安否等について事務局へ報告する。</p> <p>⇒居所周辺の道路や住宅の被災状況、停電・断水等の状況を合わせて報告する。</p> | <p>②噴火警報解除等の状況を勘案し、身の安全を確保しながら登庁。事務局を通じて災害情報の収集、分析する。</p> | <p>②' 上記②'に同じ</p> | <p>③必要に応じて会派代表者を開催し、対応を検討する。</p> | <p>③' 上記③'に同じ</p> | | |